

随意契約（相手方指定）調書

件名	町屋地区公共木造建築物の屋根改修に係る調査検討業務委託	No.5200712
工（納）期	令和7年3月28日	
契約締結日	令和6年12月4日	
契約金額	1, 430, 000円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人荒川区建築設計事務所協会 (法人番号：1011505001547)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	町屋地区公共木造建築物の屋根改修に係る調査検討業務委託
指定業者 (案)	名 称 一般社団法人荒川区建築設計事務所協会 所在地 東京都荒川区東尾久三丁目14番13号 代表者 代表理事 澤邊 清
指定理由	本件は、町屋地区公共木造建築物を耐震診断したうえで、適切な屋根改修工法を検討し、工事による構造上の可否を調査するものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本業務委託は、建築物に関して各分野（意匠、構造、設備、積算）の高度な知識及び経験を有する建築士による実施が必要である。 上記事業者は、区の木造建物耐震化推進事業において、木造建物耐震診断士として登録する者を多く有し、区内の木造建築物の耐震診断実績も豊富であることや、区施設において、阪神・淡路大震災後に実施した耐震補強工事、東日本大震災後に実施した特定天井改修工事で設計を行っており、区施設における補強設計について十分な実績があることから、本業務の確実な履行が期待できる。 また、荒川区を拠点とする各分野（意匠、構造、設備、積算）の建築設計事務所で構成された唯一の区内事業者であり、本件履行において求められる要件を満たす事業者は上記事業者に限られる。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）